

町民の皆さんの自主的な活動を支援する

まちづくりパワーアップ特別対策事業

がスタートしました

町民税の概ね1%相当額を活用して、町内会・実践会、ボランティア組織、地域づくりグループなどの活性化や、町民の皆さんの自主的な活動を支援し、町民の皆さんが様々な形で地域づくりに関わる元気な町をめざし、まちづくりパワーアップ特別対策事業がスタートしました。

対象者は??

概ね5人以上の町民組織・法人、町内会・実践会等の団体が対象となります。詳しくは、下記の連絡先までお問い合わせください。

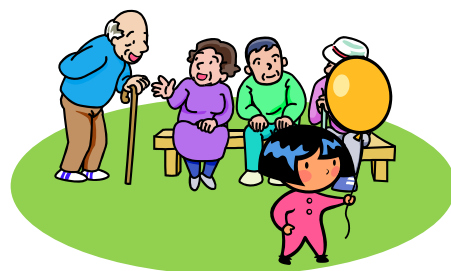
制度の期間は??

平成26年度末までの4年間の予定です。

どんな事業があるの??

まちづくりパワーアップ特別対策事業は、5つの事業で構成されています。

- ① わくわく地域づくり活動支援事業（担当窓口：社会教育課）
- ② コミュニティ活動活性化事業（担当窓口：町民課）
- ③ コミュニティ施設等整備事業（担当窓口：町民課）
- ④ 地域活性化チャレンジ事業（担当窓口：企画財政課）
- ⑤ 元気なまちづくり推進事業（担当窓口：企画財政課）



町では①～④までの事業に対して支援を行います。
仲間や町内会・実践会などでこれらの事業を利用して
みませんか。

※⑤の事業は町が町民の方たちと連携協力して行う事業です。

総合窓口

〒099-1498 訓子府町東町398番地
訓子府町役場企画財政課（庁舎2階 窓口12番）

TEL: 47-2115
FAX: 47-2600



たくさんの応募を
お待ちしております

① わくわく地域づくり活動支援事業

※旧マイプランマイスタディを拡大

町民の皆さんによる主体的な組織立ち上げや、研修やイベントなど地域づくりにつながる活動を支援します。

募集期間

随時受け付けます。

応募資格

町内の概ね5人以上の団体・グループ

支援内容

- ①補助率：定額（ただし、旅費は1/2以内）
- ②補助金上限額：10万円
- ③対象事業費の下限額：2万円

※人件費、食糧費、交際費などは対象となりません。



活用事業例

- ◆読書のまちづくり（子どもたちへの本の読み聞かせなど）
- ◆食のまちづくり（農村レストラン開設のための先進地視察など）
- ◆文化のまちづくり（講演会・講習会の開催など）
- ◆芸術のまちづくり（コンサートの開催など）
- ◆まちのPR（写真や映像を使ったイメージアップ活動など）

わくわく地域づくり活動支援事業の

申込み・問合せは

教育委員会社会教育課（町公民館内）

TEL:47-2121 FAX:47-2174

② コミュニティ活動活性化事業

町内会・実践会などが取り組む特色ある活動や新たなソフト事業の立ち上げ、既存事業の拡充、町の推進施策と連携した取り組み等を支援します。

対象事業

- (1) 既存事業の拡充や新規事業の立ち上げ
- (2) 公共サービスパートナー事業（町との協力事業）

募集期間

随時受け付けます。

支援内容

- (1) の事業
 - ①補助率：定額（4/5以内）
 - ②補助金上限額：50万円
 - ③対象事業費の下限額：5万円
- (2) の事業 町長が必要と認めた額

※特例で3年以内の継続事業として認められた場合は、総額100万円（新規事業が軌道に乗るまでの間など）

※人件費、食糧費、交際費などは対象となりません。



活用事業例

- ◆子どもの見守り、遊び場づくり
- ◆地域研修会・先進事例調査
- ◆防災対策
- ◆町内会における除排雪サービス事業など（労務費ではなく事業に必要な用具などを対象にします）

コミュニティ活動活性化事業の

申込み・問合せは

町民課（1階 1番窓口）

TEL:47-2203 FAX:47-2600

③コミュニティ施設等整備事業

※旧住民自治活動振興補助金を拡大

町内会・実践会などが実施するコミュニティ施設整備などを支援します。

募集期間

随時受け付けます。

対象経費

コミュニティ活動施設等の整備に要する経費

支援内容

- ①補助率：1/2 以内
 - ②補助金上限額：50 万円 ※用地取得費及び備品は 10 万円
 - ③対象事業費の下限額：10 万円
- ※人件費、食糧費、交際費などは対象となりません。



活用事業例

- ◆ごみステーションボックス設置
- ◆街路のフラワーボックス設置
- ◆会館改修、高齢者の娯楽用備品整備など

コミュニティ施設等整備事業の 申込み・問合せは

町民課（1階 1番窓口）

TEL:47-2203 FAX:47-2600

④地域活性化チャレンジ事業

※旧元気なまちづくり総合補助金の拡大

「農産物の加工開発・商品化をしたい」「まちおこしにつながる新規事業に取り組みたい」でも資金的な理由であきらめていた方いませんか？地域活性化チャレンジ事業はそんな町民の皆さんを支援します。

募集期間

平成 23 年度は募集を終了しました。※毎年 4 月～5 月頃に募集を行います。

応募資格

町内の概ね 5 人以上の団体・グループ・法人（個人は除く）

支援内容

- ①補助率：定額（4/5 以内）
- ②補助金上限額：50 万円
- ③対象事業費の下限額：10 万円

※人件費、食糧費、交際費などは対象となりません。



活用事業例

- ◆農産物直売所の開設運営、農産物加工品や乳製品開発・販売
- ◆畑でレストラン開設や特色ある食のメニュー開発と普及・宣伝など
- ◆畑のオーナー制度の実施
- ◆買い物サポートサービス
- ◆工芸品等の商品化など

地域活性化チャレンジ事業の

申込み・問合せは

企画財政課（2階 12番窓口）

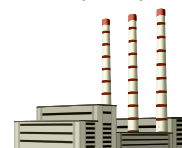
TEL:47-2115 FAX:47-2600

⑤元気なまちづくり推進事業

町民と町（行政）が連携して地域づくりやまちおこしなどに取り組む事業です。

活用事業例

- ◆新エネルギーの実用化や省エネ運動
- ◆コミュニティビジネスの具体化
（農商工連携、農産物などの資源活用、6次産業化、特色ある食のメニュー開発）
- ◆地域課題解決に向けた町民・議会・町との連携事業
- ◆町民とのまちづくり優良事例調査など



元気なまちづくり推進事業の

申込み・問合せは

企画財政課（2階 12番窓口）

TEL:47-2115 FAX:47-2600